○経済産業省告示第二百七十三号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第八条第一項の規定に基づき、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定に係る経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関を、次のとおり指定したので、同法第二十四条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十一年八月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

一　指定発給機関の名称

日本商工会議所

二　指定発給機関の住所

東京都千代田区丸の内三丁目二番二号

三　発給事務を行う事務所の所在地

北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番地の一、宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号、富山県黒部市植木二十三番の一、千葉県千葉市中央区中央二丁目五番一号、東京都千代田区丸の内三丁目二番二号、神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル八階、静岡県浜松市中区東伊場二丁目七番一号、静岡県静岡市清水区相生町六番十七号、静岡県富士市瓜島町八十二番地、愛知県名古屋市中区栄二丁目十番十九号、愛知県蒲郡市港町十八番二十三号、愛知県豊川市豊川町辺通四番地四、三重県四日市市諏訪町二番五号、福井県福井市西木田二丁目八番一号、京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百四十番地、大阪府大阪市中央区本町橋二番八号、兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目一番地、広島県広島市中区基町五番四十四号、広島県福山市西町二丁目十番一号、香川県高松市番町二丁目二番二号及び福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番地二十八号

四　指定発給機関が行う発給事務の区分

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表に該当する物品に係る発給事務

○国土交通省告示第九百六十四号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について、工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十八日

国土交通大臣　金子　一義

工区番号

002―13―4、002―26―3、004―56―2、005―26―7、007―55―2、008―25―1、008―25―5、008―27―5、008―34―2、008―45―2、009―19―1、009―19―2、012―13―3、014―02―2、170―14―2、190―12―2、200―74―2、250―22―2、240―23―2、240―24―1、240―24―2、240―24―3、240―24―4、240―24―5、240―24―6、240―24―7、240―24―8、240―24―9、240―24―10、240―24―11、240―24―12、240―24―13

○防衛省告示第百六十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十八日

防衛大臣　浜田　靖一

日時　平成二十一年九月十四日から同月十八日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

(エ)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

航空機その他

二機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野県上水内郡飯綱町大字古町字宮浦一三〇三番一地先から同町大字古町字道添一二〇九番地先まで	前	一三・八五～三一・〇〇メートル	一五八キロメートル	
	後	一四・九〇～二七・四〇	〇〇・一	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県上水内郡飯綱町大字古町字宮浦一三〇三番一地先から同町大字古町字道添一二〇九番地先まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○中国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県西伯郡大山町田中字屋敷前から同町西坪字吹上四八三番二まで	前	一〇・二〇～六二・〇〇メートル	九・一〇五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一〇・二〇～六二・〇〇	九・一〇五	
	B	一八・〇〇～九二・〇〇	四・一三九	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	松江市宍道町佐々布二四五七番九から同市宍道町佐々布二四五七番九地先官有無番地まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月二十八日